

工事調達における  
総合評価落札方式の  
運用ガイドライン

平成25年2月

中部地方整備局

## 目次

・ 入札方式	1
・ 総合評価落札方式の形式	3
・ 総合評価落札方式の形式選定の基本的考え方	4
・ 手順フロー：(1) 一般競争入札（拡大）簡易型	5
・ 手順フロー：(2) 一般競争入札（拡大）標準型Ⅱ型	6
・ 手順フロー：(3) 一般競争入札（拡大）標準型Ⅰ型	7
・ 手順フロー：(4) 一般競争入札（WTO）、高度技術提案型	8
・ 手順フロー：(5) 一般競争入札（拡大）簡易型Ⅱ型	9
・ 総合評価落札方式の仕組み	10
・ 評価項目一覧	11
・ 施工能力等、地域の評価基準	
一般競争（拡大）簡易型Ⅱ型、簡易型、標準型Ⅱ型	12
一般競争（拡大）標準型Ⅰ型	14
減点（マイナス）評価項目	16
・ 施工能力等、地域の留意事項	
1. 技術者の能力	17
2. 企業の能力	20
3. 施工能力	22
（舗装工事の場合、建設ICT（出来形管理用TS）活用の場合）	
4. 地域精通度	23
5. 地域貢献度	24
6. その他	25
・ 「政府調達に関する協定」附属書Ⅰ 付表1、付表2、付表3	27

入札方式  
(港湾空港部除く)

発注金額	
5.8億円以上	一般競争入札 (WTO)
5.8億未満 3億円以上	一般競争入札 (拡大)
3億未満 2億円以上	
2億未満 6千万円以上	
6千万円未満	一般競争入札 (拡大) (試行)

発注標準に基づく入札方式  
一般土木・建築

アスファルト舗装

契約 予定 金額 億円	ランク
5.8	A~C (経営事項 評価点数 1,200点 以上)
3.0	B
0.6	C
	D
	競争 方式 (拡大)
	競争 方式 (拡大)

鋼橋上部

契約 予定 金額 億円	ランク
5.8	A~B
0.6	A
0.5	B
	競争 方式 (拡大)
	競争 方式 (拡大)

電気設備・暖冷房衛生

契約 予定 金額 億円	ランク	契約方式
5.8	A~B (経営事項 評価点数 1,100点 以上)	一般競争 (WTO)
2.0	A	一般競争 (拡大)
0.6	B	一般競争 (拡大)
0.5	C	競争 方式 (拡大)
	C	競争 方式 (拡大)

建築関係

契約 予定 金額 億円	ランク	契約方式
5.8	A・B	一般競争 (WTO)
0.6	A	一般競争 (拡大)
0.25	B	競争 方式 (拡大)
	B	競争 方式 (拡大)

造園

契約 予定 金額 億円	契約方式
5.8	一般競争 (WTO)
0.6	一般競争 (拡大)
	競争 方式 (拡大)
	競争 方式 (拡大)

ラングのないもの  
(その他)

## 総合評価落札方式の形式

## ◆ 簡易型

発注者が示す標準案に対する施工の適切性・確実性が重要な工事  
 ・標準案に対する施工能力等の技術力を審査

形式	分類の考え方
簡易型	○主要構造物に対する技術的課題は特にないが 主要構造物以外に課題 ・工事の技術的特徴を踏まえた標準案の施工の確実性を 簡易な施工計画において確認
簡易型 Ⅱ型	○特に重要な課題の無い工事 (企業及び技術者の能力、地域貢献度等により評価)

## ◆ 標準型

発注者が示す標準案に対し、施工上の工夫等の技術提案を求め、  
 工事品質の向上を図る必要のある工事  
 ・特定課題に対し高度な技術力を審査、評価

形式	分類の考え方
標準型 Ⅰ型	○技術的な課題が特に高い ・個々の課題の難易度が特に高い ・個々の課題が複数存在する
標準型 Ⅱ型	○主要構造物で技術的な課題がある ・難易度の高い課題が存在する

## ◆ 高度技術提案型

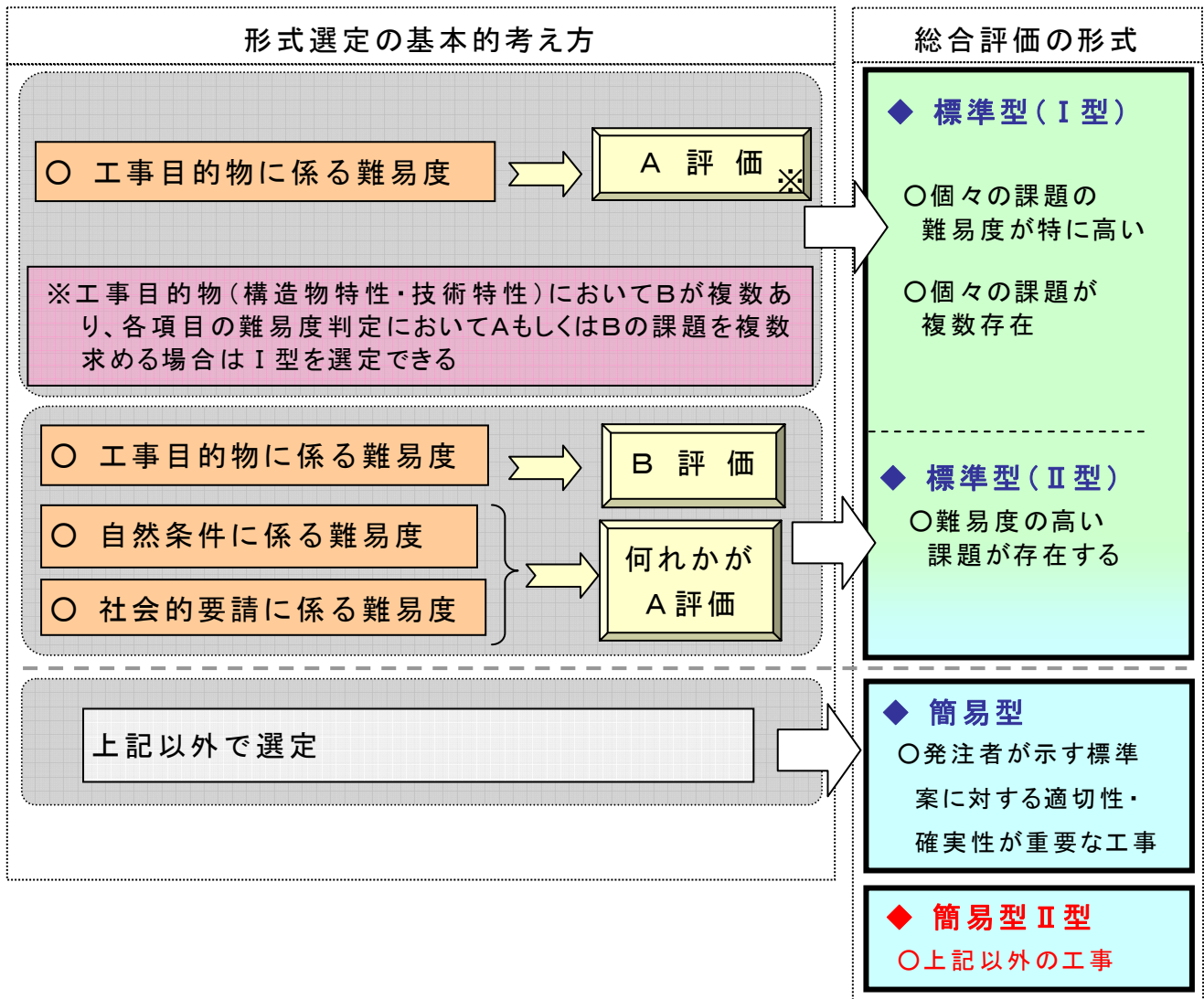
社会的要請の高い特定の課題に対し、工事自体の価値・工事品質を  
 より向上させる必要のある工事

- ・社会的要請の高い特定課題に対し高度な技術力を審査・評価
- ・技術対話を通じ技術提案の改善を行う
- ・技術提案を基に予定価格を作成

形式	分類の考え方
Ⅰ型	通常の構造・工法では工期等の制約条件を満足できない 等 ※設計施工一括発注方式 ※標準案を設定しない
Ⅱ型	想定される有力な構造形式・工法が複数存在し、発注者として予め 一つに絞り込まず幅広く技術提案を求め、最適案を選定することが 適切 等 ※設計施工一括発注方式 ※標準案を設定しない
Ⅲ型	標準案に対し、高度な施工技術や特殊な施工方法の活用により、 社会的便益を相当程度高めることを期待 等 ※標準案有り

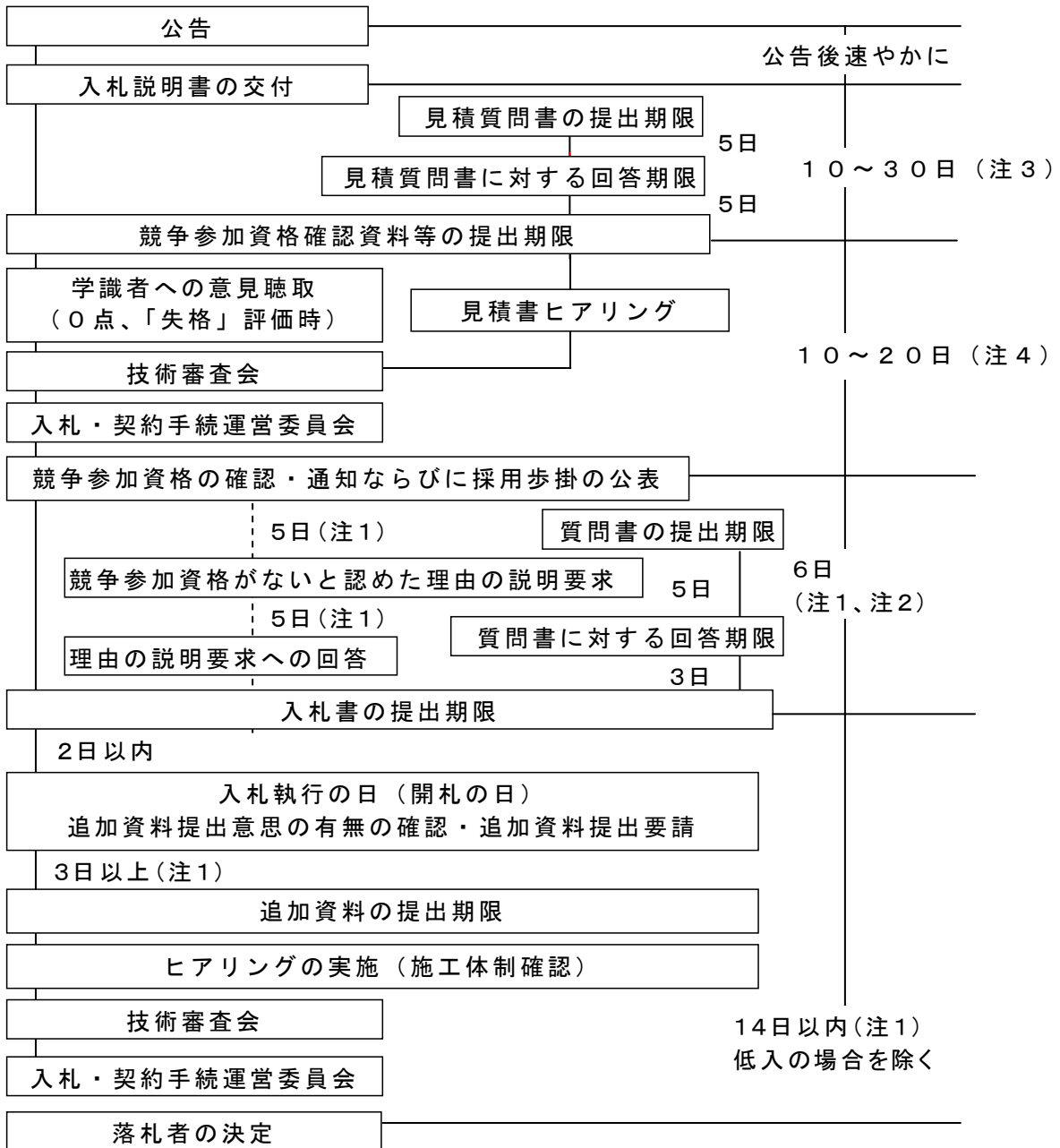
## 総合評価落札方式の形式選定の基本的考え方

- ・「工事技術的難易度評価」を用いて工事難易度の小項目において判定を行う
- ・得られた工事の技術的特徴や課題に応じ総合評価形式の選定、技術提案の課題設定を行う



手順フロー

(1) 一般競争入札（拡大）  
簡易型（施工体制確認型）



(注1)日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

(注2)6日は企業からの説明要求がない場合、説明要求があった場合は11日

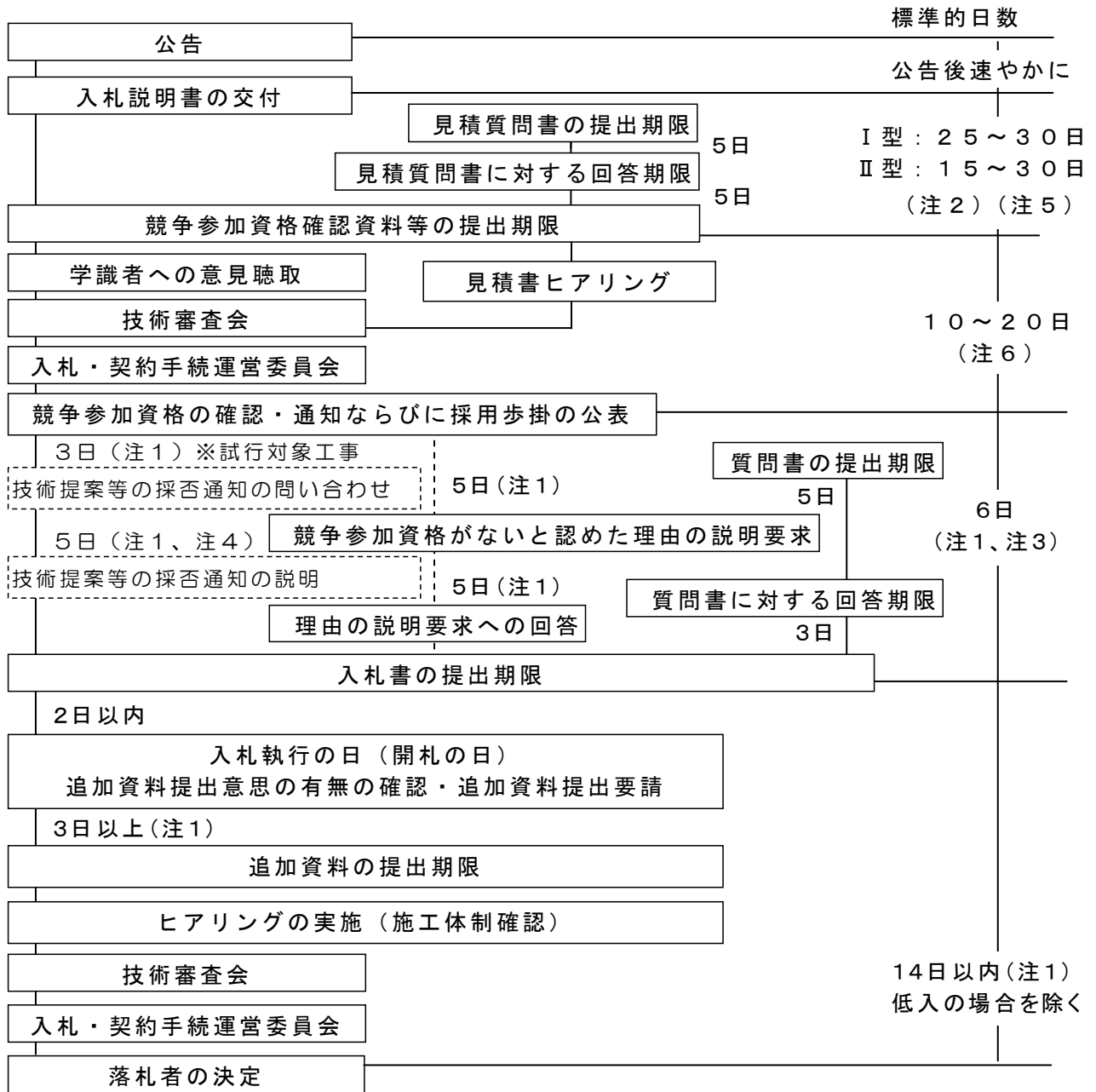
(注3)歩掛かり見積り徴収を実施する場合、5～10日程度延長し、見積り作成期間を確保すること

(注4)歩掛かり見積り徴収を実施する場合、7日程度（日曜日、土曜日、祝日等を含む）延長できる

手順フロー

(2) 一般競争入札 (拡大)

標準型 I 型、標準型 II 型 (施工体制確認型)



(注1) 日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

(注2) 標準型 II 型の場合、20日を標準とする。

(注3) 6日は企業からの説明要求がない場合、説明要求があった場合は11日

(注4) 可能な限り入札書の提出期限までに説明が行えるよう、迅速な対応に努める

(注5) 歩掛かり見積り徴収を実施する場合、5~10日程度延長し、見積り作成期間を確保すること

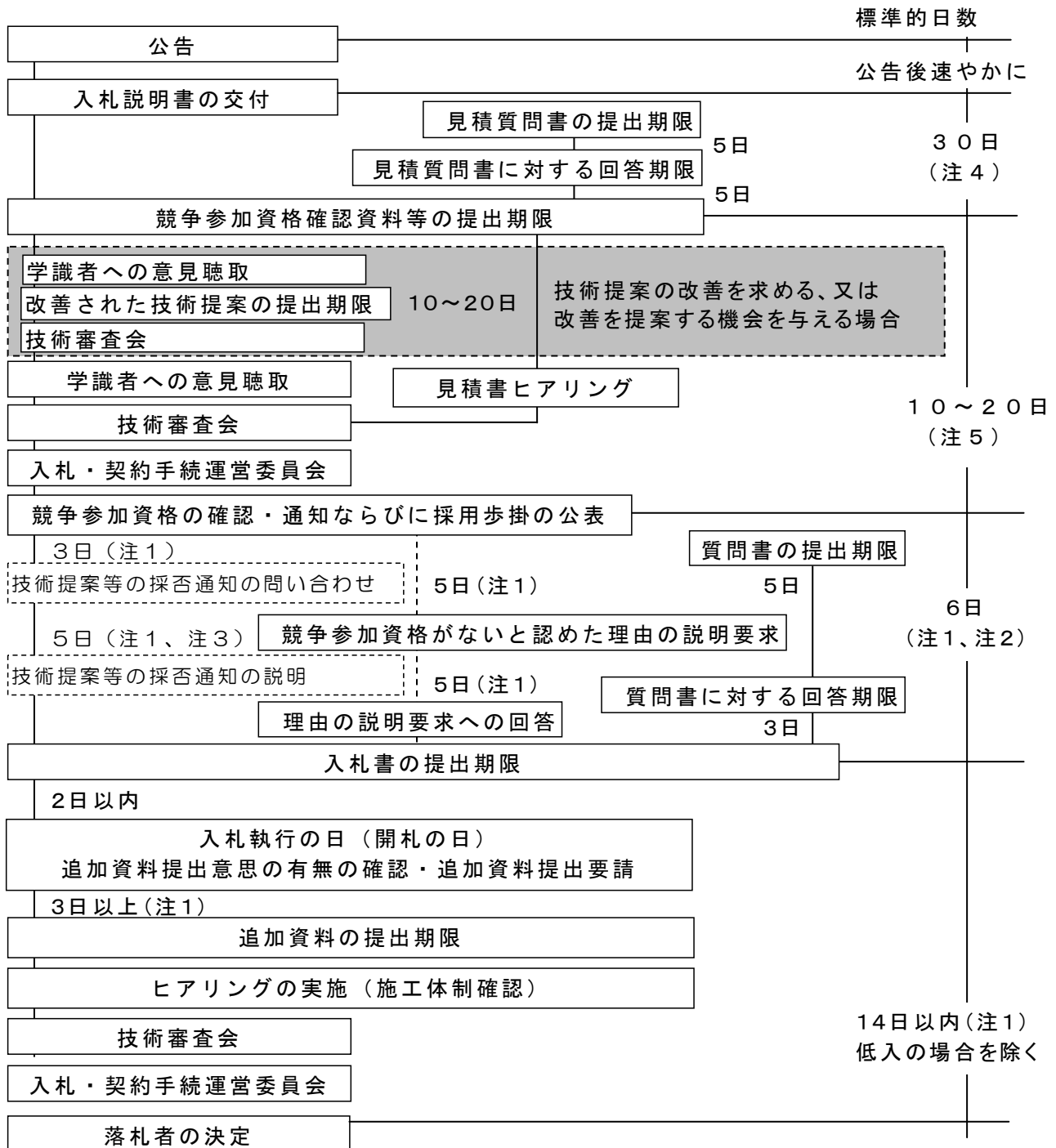
(注6) 歩掛かり見積り徴収を実施する場合、7日程度(日曜日、土曜日、祝日等を含む)延長できる



手順フロー

(3) 一般競争入札（政府調達に関する協定（WTO）の場合）

標準型Ⅰ型、標準型Ⅱ型（施工体制確認型）



(注1) 日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

(注2) 6日は企業からの説明要求がない場合、説明要求があった場合は11日

(注3) 可能な限り入札書の提出期限までに説明が行えるよう、迅速な対応に努める

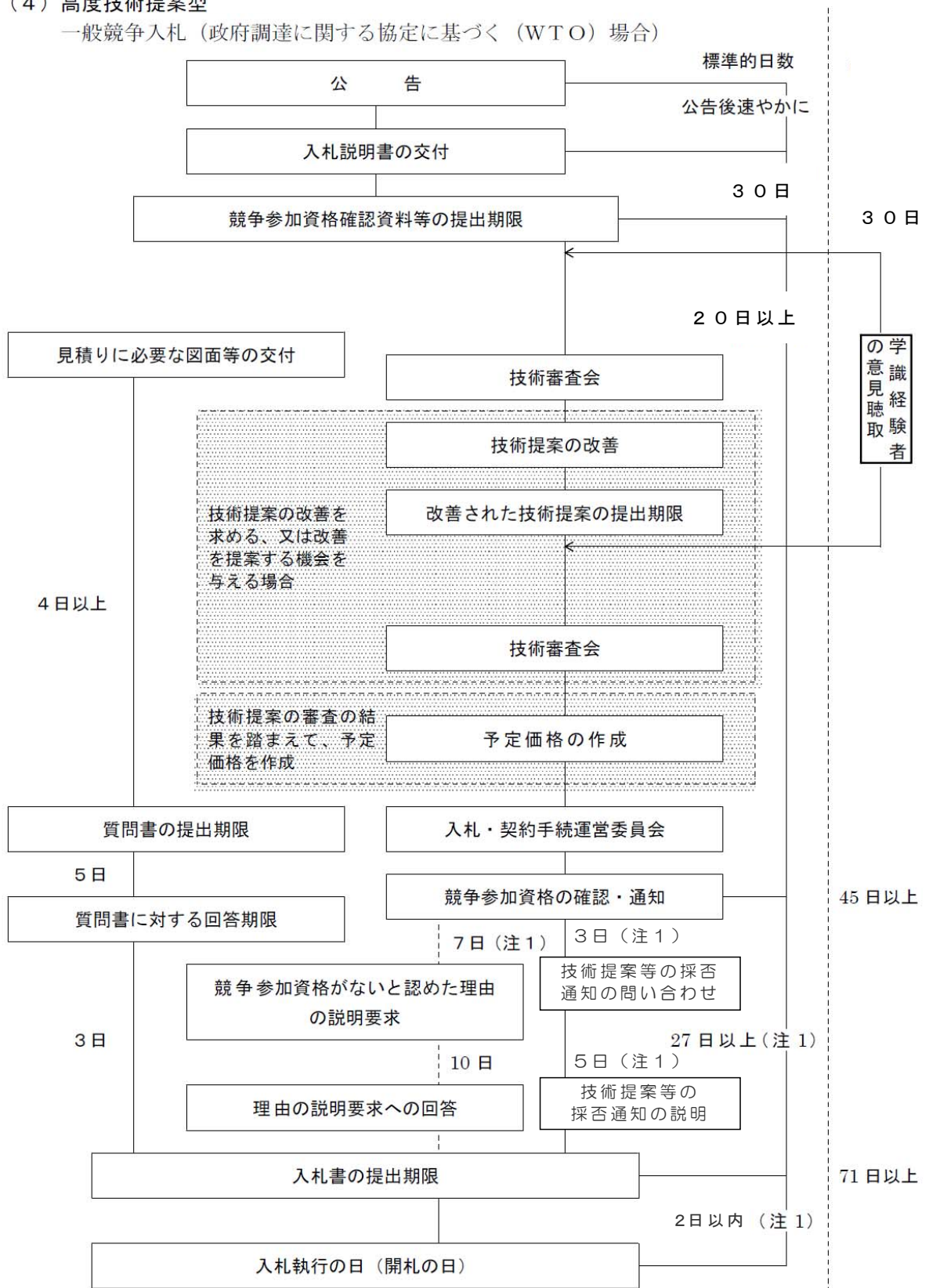
(注4) 歩掛かり見積り徴収を実施する場合、5～10日程度延長し、見積り作成期間を確保すること

(注5) 歩掛かり見積り徴収を実施する場合、7日程度(日曜日、土曜日、祝日等を含む)延長できる

手順フロー

(4) 高度技術提案型

一般競争入札（政府調達に関する協定に基づく（WTO）場合）

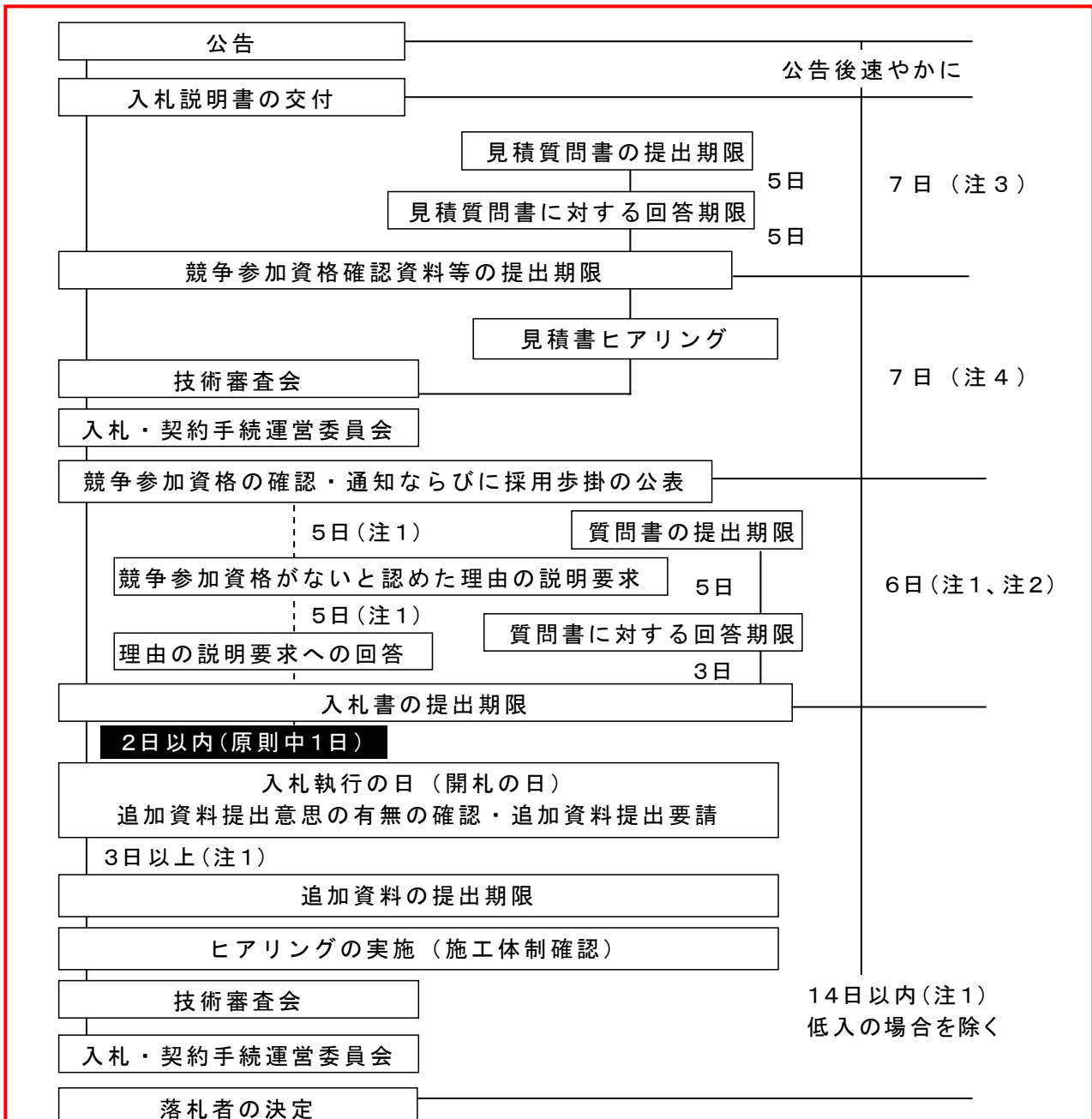


（注1）日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

手順フロー

(5) 一般競争入札 (拡大)

簡易型Ⅱ型 (施工体制確認型)



(注1)日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

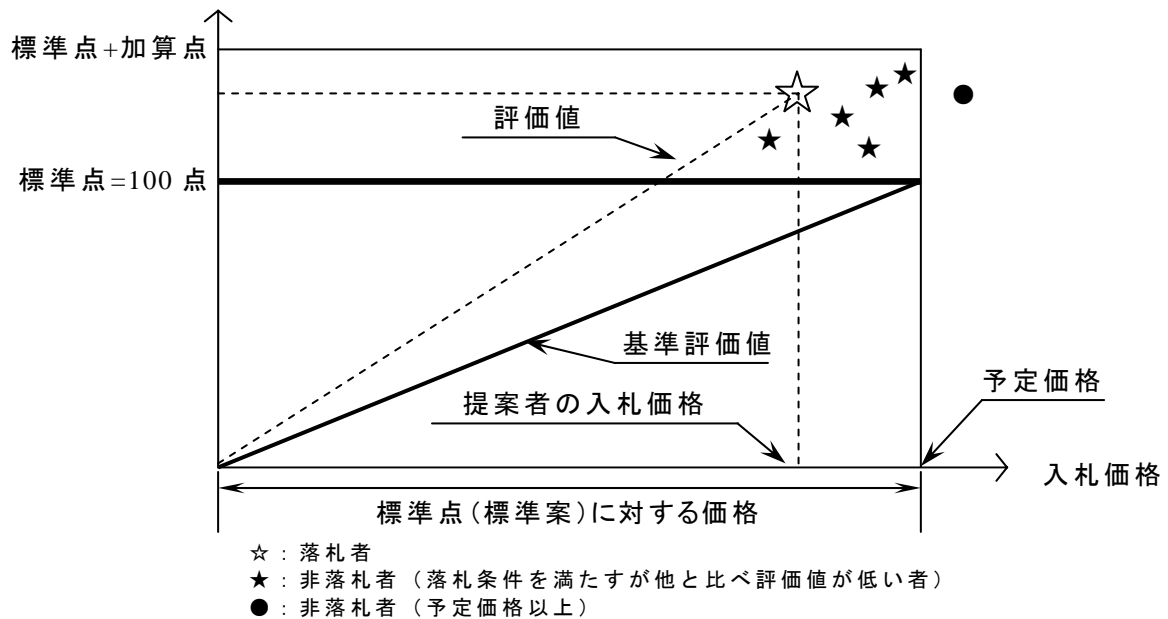
(注2)6日は企業からの説明要求がない場合、説明要求があった場合は11日

(注3)歩掛かり見積り徴収を実施する場合、5～10日程度延長し、見積り作成期間を確保すること

(注4)歩掛かり見積り徴収を実施する場合、7日程度(日曜日、土曜日、祝日等を含む)延長できる

## 総合評価落札方式の仕組み

## ① 総合評価の仕組み



基準評価値 = 標準点（100点）／予定価格

評価値 = （標準点+加算点）／入札価格

予定価格 = 発注者が設定した工事費

入札価格 = 技術提案内容等に対する見積工事費

※（標準点+加算点）の評価点の合計は 100点を下限値 とする。

## ② 落札者の決定方法

以下の条件を満たした者のうち、評価値が最大の者を落札者とする。

- 入札価格 ≤ 予定価格
- 入札参加資格を満たすこと（標準点以上）
- 評価値 ≥ 基準評価値

※条件を満たした者のうち、評価値の最大の者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

## ＜評価値及び落札者の決定例＞

（入札参加者10社、予定価格=2.0(億円)、基準評価値=50.0000の例）

	標準点	施工体制 評価点	技術提案	施工能力等 +地域	加算点 (a)	入札価格 (億円) (b)	評価値 (a/b)	評価順位 (落札者)
①	100	30	10	12	152	1.82	83.5164	4位
②	100	30	10	12	152	1.80	84.4444	2位
③	100	10	10	16	136	1.70	80.0000	8位
④	100	30	10	20	160	1.90	84.2105	3位
⑤	100	30	10	16	156	1.80	86.6666	1位(落札者)
⑥	100	—	10	12	—	2.30	—	予定価格超過
⑦	100	30	10	6	146	1.80	81.1111	7位
⑧	100	30	5	12	147	1.80	81.6666	6位
⑨	100	0	0	-3	100	1.40	71.4285	9位
⑩	100	30	10	6	146	1.78	82.0224	5位

評価項目一覧

企業 技術提案	一般競争(拡大)				WTO	
	簡易型II型	簡易型	標準型II型	標準型I型	標準型I型	標準型II型
	適用 配点の範囲	適用 配点の範囲	適用 配点の範囲	適用 配点の範囲	適用 配点の範囲	適用 配点の範囲
技術提案1	適用 10点	適用 10点	適用 20点~25点	適用 40点~50点	適用 20点~50点	適用 20点~50点
技術提案2	適用 10点	適用 10点	適用 20点~25点	適用 40点~50点	適用 20点~50点	適用 20点~50点
簡易な施工計画	適用 10点	適用 10点	適用 20点~25点	適用 40点~50点	適用 20点~50点	適用 20点~50点
配置予定技術者ヒアリング	適用 10点	適用 10点	適用 20点~25点	適用 40点~50点	適用 20点~50点	適用 20点~50点
担当技術者の資格	※2	※2	※2	※2	※2	※2
施工能力	建設ICTの活用	(2点)	(2点)	(2点)	(1点)	(1点)
技術者の能力	「T.S.」を活用した施工を実施	(2点)	(2点)	(2点)	(2点)	(2点)
	「MC、MG」を活用した施工を実施	(2点)	(2点)	(2点)	(2点)	(2点)
	配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績及び役職	4点	4点	4点	4点	4点
企業の能力	継続教育(CPD)単位の取得状況	1点	1点	1点	1点	1点
	平成21年度以降に完成した工事実績 配置予定技術者の実績として提出された実績を評価	5点	5点	5点	5点	5点
	技術者表彰	平成21~24年度表彰	2点	2点	2点	2点
施工能力等	企業の同種・類似工事の施工実績(平成9年度以降)	3点	3点	3点	3点	3点
	中部地整(港湾空港関係除く)発注の 平成22、23年度に完成した 「当該工種」工事の平均点 工事実績が1工事のみの場合、それに74点を加 算して、平均点を算定	5点	5点	5点	5点	5点
	優良工事表彰等	平成23、24年度表彰(認定)	4点	4点	4点	4点
地域	安全工事表彰	平成23、24年度表彰	1点	1点	1点	1点
	地域貢献等表彰	平成23、24年度表彰	1点	1点	1点	1点
	工事成績(マイ ナス評価)	中部地整(港湾空港関係除く)発注の平成22、 23年度の工事成績で「60点未満」がある場合	・2工事以上：-12点 ・1工事：-6点	・2工事以上：-12点 ・1工事：-6点	・2工事以上：-12点 ・1工事：-6点	・2工事以上：-12点 ・1工事：-6点
地域 精進度	平成9年度以降の近隣地域内の工事実績	※1 1点	※1 1点	※1 1点	※1 1点	※1 1点
	地域内の拠点の有無	※1 3点	※1 3点	※1 3点	※1 3点	※1 3点
	災害活動実績	4点	4点	4点	4点	4点
地域 貢献度	災害協定締結の有無	3点	3点	3点	3点	3点
	ボランティアによる地域貢献	※1 2点	※1 2点	※1 2点	※1 2点	※1 2点
	道路除雪作業の実績	※1 2点	※1 2点	※1 2点	※1 2点	※1 2点
小計	直轄河川・道路維持作業の実績	-3点	-3点	-3点	-3点	-3点
	事故等による指名停止等(マイナス評価)	-3点	-3点	-3点	-3点	-3点
	贈賄等による指名停止等(マイナス評価)	30点	30点	30点	30点	30点
加算点 合計		40点	50点~55点	60点~70点	20点~50点	20点~50点

※1 地域要件の設け方が中部地整管内の場合は評価しないこととし、「施工能力等」を最大25点、「地域」を最大5点とする  
 ※2 工事種別が「アスファルト舗装工事」又は「セメント・コンクリート舗装工事」の場合は必須とし、その他工種についても、工事内容に応じて他の資格も評価できる  
 ※3 WTO対象工事及び、標準型I型の内、技術的難易度が比較的高く、配置予定技術者の技術力が求められる工事(技術提案)×(ヒアリング係数：1.0~0)で評価  
 ※4 標準型II型は、1ターマを基本とするが、2ターマ求めることも可能とする

施工能力等、地域の評価基準(簡易型Ⅱ型、簡易型、標準Ⅱ型)

一般競争(拡大)  
簡易型Ⅱ型、簡易型、標準型Ⅱ型

評価項目	配点							
	1点	0.5点	0点					
施工能力	担当技術者の資格 ※As舗装及びCo舗装は必須 その他工事は、必要に応じて評価	主任技術者等と 別々に配置 2点	主任技術者等と 兼務 0点	-				
	建設ICTの活用	「TS」を活用した施工を実施 ※活用工事 限定評価	○	-				
	「MC、MG」を活用した施工を実施	○	-		簡易型のみ適用			
技術者の能力	配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績及び役職	同種	中部地方整備局 ○	国の機関		同種・類似工事の実績の 役職に応じて加算 監理(主任)技術者での実 績は+1点 現場代理人での実績は +0.5点 その他(担当技術者)は +0点	※簡易型:実 績の工事量を 評価した場合 入札説明書に 記載した工事 量未滿:0点	
		政府関係機関		○				
		都道府県・政令市			○			
		都道府県・政令市の関係機関						
		市町村・民間事業			○			
		類似	中部地方整備局		○			
		国の機関						
		政府関係機関			○			
		都道府県・政令市						
		都道府県・政令市の関係機関						
市町村・民間事業			○					
継続教育(CPD)単位の取得状況	平成23年4月1日～平成24年3月31日 に、配置予定技術者が年間推奨単位以上 を取得した場合に評価	1点 年間推奨単位 以上を取得	0点 年間推奨単位未滿					
配置予定技術者の 工事成績	・配置予定技術者の同種・類似工事の施工 実績として提出された企業が得た「工事成 績」で評価 ・国土交通省地方整備局及び北海道開発 局が発注する平成21年度以降に完成した 工事が対象 ・上記実績がない場合は「見なし65点」	5点 81点 以上	4点 80点	3点 79点	2点 78点 77点 76点	1点 75点	0点 65点以上 75点未滿 実績無し (見なし 65点)	
優良 工事技術者 表彰 (平成21年度 ～24年度表彰)	・配置予定技術者が中部地方整備局長又は 中部地方整備局管内の事務所長(管理 所長、室長)より「優良工事技術者表彰」を 受賞の場合に評価 ・港湾空港関係を除く	2点 局長表彰 有り	1点 事務所長表彰、 室長表彰 有り		0点 表彰無し			
施工能力等	企業の同種、類似工事の施工実績(平成9年度以降)	同種	中部地方整備局 ○	国の機関		※簡易型:実績の工事量を評価の場合 入札説明書に記載した工事量未滿:0点		
		政府関係機関		○				
		都道府県・政令市			○			
		都道府県・政令市の関係機関						
		市町村・民間事業			○			
		類似	中部地方整備局		○			
		国の機関						
		政府関係機関			○			
		都道府県・政令市						
		都道府県・政令市の関係機関						
市町村・民間事業			○					
企業の工事成績	・中部地方整備局発注工事(港湾空港関係 除く)の工事成績平均点で評価 ・平成22、23年度に完成した当該工種の 工事が対象 ・上記実績がない場合は「見なし65点」 ・上記実績が1工事のみの場合は74点を加 算し平均する	5点 81点 以上	4点 80点以上 81点未滿	3点 79点以上 80点未滿	2点 76点以上 79点未滿	1点 75点以上 76点未滿	0点 65点以上 75点未滿 実績無し (見なし 65点)	
		・2年間60点未滿が1工事ある場合:加算点から-6点 ・2年間60点未滿が2工事以上ある場合:加算点から-12点						
優良工事表彰等 (平成23、24年 度表彰(認定))	・入札参加者が中部地方整備局長又は中 部地方整備局管内の事務所長(管理所長、 室長)より「優良工事表彰」を当該工種の元 請として受賞の場合に評価 ・港湾空港関係を除く	4点 局長表彰有り	3点 事務所長、室長表彰 1年で複数表彰		2点 事務所長、室長表彰 有り		0点 表彰無し	
	・入札参加者が中部地方整備局長より「工 事成績優秀企業」として認定されている場 合に評価※1	工事成績優秀企業 認定						
安全工事表彰 (平成23、24年 度表彰)	・入札参加者が中部地方整備局長より「安 全工事表彰」を元請として受賞の場合に評 価 ・港湾空港関係を除く	1点 2年連続 表彰	0.5点 表彰有り	0点 表彰無し				
地域貢献等表彰 (平成23、24年 度表彰)	・入札参加者が中部地方整備局管内の事 務所長(管理所長)より「地域貢献等表彰」 を元請として受賞の場合に評価 ・港湾空港関係を除く	1点 2年連続 表彰	0.5点 表彰有り	0点 表彰無し				

※1 工事成績優秀企業を評価する工事は、一般土木工事、アスファルト舗装工事、鋼橋上部工事、セメント・コンクリート舗装工事、プレストレスト・コンクリート工事、法面処理工事、維持修繕工事、河川しゅせつ工事、グラウト工事、杭打工事の10工種の場合に限る。

施工能力等、地域の評価基準(簡易型Ⅱ型、簡易型、標準Ⅱ型)

一般競争(拡大)  
簡易型Ⅱ型、簡易型、標準型Ⅱ型

評価項目		配点			
		1点	0.5点	0点	
地域 精 通 度	平成9年度以降の近隣地域内の 工事実績	一定規模 以上	一定規模未満で 実績(500万円以上) あり	当地域で実績なし	
	地域内の拠点の有無 (本店・支店営業所の所在地)	3点	2点	1点	0点
地域 貢 献 度	災害活動 実績	3点	1.5点	0点	
	災害協定 締結の有 無	3点	1.5点	0点	
	ボランティアによる地 域貢献	1点	0点		
	道路除雪 作業の実 績	2点	0点		
	直轄河川・ 道路維持 作業の実 績	2点	0点		
	事故等による指名停止等(マイナス評価) 贈賄等による指名停止等(マイナス評価)	別紙 減点(マイナス)評価項目による			

※1

- ・他地方整備局
- ・政府調達に関する協定 付属書Ⅰ 付表1に記載された国の機関及び付属書Ⅰ 付表3に記載された政府関係機関
- ・政府調達に関する協定 付属書Ⅰ 付表2に記載された都道府県・政令指定都市
- ・上記以外の市町村

施工能力等、地域の評価基準(標準I型)

一般競争(拡大)  
標準型I型

評価項目	配点								
	2点		0点						
施工能力	建設ICTの活用	「TS」を活用した施工を実施 ※活用工事限定評価		○		-			
技術者の能力	配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績及び役職	同種	中部地方整備局	○				同種・類似工事の実績の役職に応じて加算 監理(主任)技術者での実績: +1点 現場代理人での実績: +0.5点 その他(担当技術者): +0点	
			国の機関		○				
			政府関係機関						
			都道府県・政令市			○			
			都道府県・政令市の関係機関				○		
		類似	中部地方整備局		○				
			国の機関						
			政府関係機関			○			
			都道府県・政令市				○		
			都道府県・政令市の関係機関						○
継続教育(CPD)単位の取得状況	平成23年4月1日～平成24年3月31日に、配置予定技術者が年間推奨単位以上を取得した場合に評価		1点		0点		年間推奨単位以上を取得	年間推奨単位未満	
配置予定技術者の工事成績	・配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績として提出された企業が得た「工事成績」で評価 ・国土交通省地方整備局及び北海道開発局が発注する平成21年度以降に完成した工事が対象 ・上記実績がない場合は「見なし65点」		5点	4点	3点	2点	1点	0点	
優良工事技術者表彰(平成21年度～24年度表彰)	・配置予定技術者が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長(管理所長、室長)より「優良工事技術者表彰」を受賞の場合に評価 ・港湾空港関係を除く		2点		1点		0点		
施工能力等	企業の同種・類似工事の施工実績(平成9年度以降)	同種	中部地方整備局	○				同種・類似工事の実績の役職に応じて加算 監理(主任)技術者での実績: +1点 現場代理人での実績: +0.5点 その他(担当技術者): +0点	
			国の機関		○				
			政府関係機関						
			都道府県・政令市			○			
			都道府県・政令市の関係機関				○		
		類似	中部地方整備局		○				
			国の機関						
			政府関係機関			○			
			都道府県・政令市				○		
			都道府県・政令市の関係機関						○
企業の工事成績	・中部地方整備局発注工事(港湾空港関係除く)の工事成績平均点で評価 ・平成22、23年度に完成した当該工種の工事が対象 ・上記実績がない場合は「見なし65点」 ・上記実績が1工事のみの場合は74点を加算し平均する		5点	4点	3点	2点	1点	0点	
優良工事表彰等(平成23、24年度表彰(認定))	・入札参加者が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長(管理所長、室長)より「優良工事表彰」を当該工種の元請として受賞の場合に評価 ・港湾空港関係を除く ・入札参加者が中部地方整備局長より「工事成績優秀企業」として認定されている場合に評価		4点		3点		2点		0点
安全工事表彰(平成23、24年度表彰)	・入札参加者が中部地方整備局長より「安全工事表彰」を元請として受賞の場合に評価 ・港湾空港関係を除く		1点	0.5点	0点				
地域貢献等表彰(平成23、24年度表彰)	・入札参加者が中部地方整備局管内の事務所長(管理所長)より「その他表彰」ならびに「地域貢献等表彰」を元請として受賞の場合に評価 ・港湾空港関係を除く		1点	0.5点	0点				

※1 工事成績優秀企業を評価する工事は、一般土木工事、アスファルト舗装工事、鋼橋上部工事、セメント・コンクリート舗装工事、プレストレスト・コンクリート工事、法面処理工事、維持修繕工事、河川しゅせつ工事、グラウト工事、杭打工事の10工種の場合に限る。



施工能力等、地域の評価基準(標準I型)

一般競争(拡大)  
標準型I型

評価項目		配点			
		1点	0.5点	0点	
地域 地域 地域 地域	地域 精 通 度	平成9年度以降の近隣地域内の 工事実績  ※地域要件の設定が 中部地方整備局管内 の場合は評価対象外	一定規模 以上	一定規模未満で 実績(500万円以上)あり	当地域で実績なし
	災害活動 実績	平成19年4月1日以降に、「中部地方整備局管内において、国の機関、政府関係機関、自治体等の要請を受けて緊急的に実施した災害支援活動(鳥インフルエンザ等防疫活動を含む)」及び「中部地方整備局管外において、中部地方整備局、事務所の要請により災害支援活動」の実績が有る場合に評価  ※上記の災害支援活動により感謝状、表彰を受けた場合は+1点	中部地整及び中部地整管内事務所の要請による活動実績有り  上記の災害支援活動により感謝状・表彰を受けた場合は+1点	左記以外の機関※1からの要請による活動実績有り  上記の災害支援活動により感謝状・表彰を受けた場合は+1点	その他
	災害協定 締結の有 無	「入札参加者が会員等となっている法人格を有する団体」と「中部地方整備局」、「中部地整管内の事務所」、又は「工事毎に設定する拠点の有無に係る設定地域において国の機関、政府関係機関、自治体等」が災害協定を締結しており災害応急活動等に従事する者である場合に評価	中部地整又は中部地整管内事務所との協定締結有り	工事毎に設定する拠点の有無に係る設定地域内で左記以外の機関※1との協定締結有り	その他
	ボラン ティア による地 域 貢 献	・中部地方整備局管内における道路及び河川行政に係るボランティア活動により、中部地方整備局長及び事務所長(管理所長)から「入札参加者」や「入札参加者が会員等となっている団体」が表彰や感謝状を受けた場合に評価 ・発注事務所の事務所長(管理所長)から付与された表彰や感謝状を評価 ・中部地方整備局長から表彰や感謝状を付与された場合は、事務所管内での活動を評価 ・評価基準日から遡って2年以内の表彰や感謝状が対象	表彰有り	表彰無し	
事故等による指名停止等(マイナス評価) 贈賄等による指名停止等(マイナス評価)		別紙 減点(マイナス)評価項目による			

※1

- ・他地方整備局
- ・政府調達に関する協定 付属書I 付表1に記載された国の機関及び付属書I 付表3に記載された政府関係機関
- ・政府調達に関する協定 付属書I 付表2に記載された都道府県・政令指定都市
- ・上記以外の市町村

## 減点(マイナス)評価項目

事故等による 指名停止等	<ul style="list-style-type: none"> <li>中部地方整備局の発注工事で施工中の事故等により営業停止・指名停止・口頭注意・文書注意を受けた場合。中部地整管内で施工中の事故等により指名停止を受けた場合。</li> </ul> <p>事故等とは、施工中の安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故、安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故、過失による粗雑工事をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>営業停止又は指名停止期間処置後の3～6ヶ月</li> <li>文書注意後2ヶ月</li> <li>口頭注意後1ヶ月</li> </ul>	マイナス 3点
贈賄等による 指名停止等	<ul style="list-style-type: none"> <li>中部地方整備局管内で贈賄等により営業停止を受けた企業</li> <li>中部地方整備局から贈賄等により指名停止・文書注意・口頭注意を受けた企業</li> </ul> <p>贈賄等とは、虚偽記載、契約違反、贈賄、独占禁止法違反行為、不正又は不誠実な行為をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>営業停止又は指名停止期間処置後の3～6ヶ月</li> <li>文書注意後2ヶ月</li> <li>口頭注意後1ヶ月</li> </ul>	マイナス 3点

措置	指名停止等措置期間	措置後の減点(マイナス)評価期間
指名停止	2週間以上1ヶ月以内	3ヶ月間
	1ヶ月を超え2ヶ月以内	4ヶ月間
	2ヶ月を超え3ヶ月以内	5ヶ月間
	3ヶ月を超えるとき	6ヶ月間
文書警告・文書注意	—	発日+2ヶ月
口頭注意	—	発日+1ヶ月
営業停止	営業停止期間	営業停止期間終了後6ヶ月間
指名停止措置後 営業停止	指名停止及び営業停止期間	営業停止期間終了後3ヶ月間

- ・優良工事表彰を受けた企業が営業停止を受けた場合は、営業停止以前に受賞した優良工事表彰を加算評価の対象としない。
- ・安全工事表彰を受けた企業が事故等により文書注意以上の措置を受けた場合は、措置以前に受賞した安全工事表彰を加算評価の対象としない。
- ・競争参加資格の審査及び評価の基準日において評価する。

## 施工能力等、地域の留意事項

### 1. 「技術者の能力」の留意事項

○配置予定技術者として資格及び同種・類似工事の実績を求める者は以下のとおりとする。

対象業者の種類	実績・資格を求める技術者	実績の求め方 (同種・類似)
単体業者	単体業者の配置予定技術者	類似工事の実績でも可
経常建設共同企業体(甲型)	構成員のうち1社の配置予定技術者	

○配置予定技術者は、最大3名までの申請を認め、競争参加資格を満たした技術者のうち、「技術者の能力」としての評価が一番低いと判断される者で評価する。

### (1) 「配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績」の留意事項

○実績を求める発注機関は以下のとおり区分する。

中部地方整備局	中部地方整備局
国の機関	政府調達に関する協定 附属Ⅰ 付表1 ※他地整等の実績は国土交通省の実績とし、「国の機関」として評価
政府関係機関	政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表3
都道府県・政令指定都市	政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表2
都道府県・政令指定都市の関係機関	政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表2の関係機関
市町村及び民間事業等	上記以外のすべての実績

※前身の機関における実績も現機関と同様とする。

○実績は以下に示す年度以降に引渡し完了したものを対象とする。

本官工事	平成9年度以降
分任官工事	対象年度を設定しない

○同種・類似工事の実績を複数項目で設定し、異なる機関の実績が提出された場合は、一番低いと判断される機関の実績で評価する。(同一工事に限定しない場合に限る。)

○工事成績資料の取扱いは以下のとおりとする

ア) 工事成績評定通知等の評定点の合計(以下「工事成績」という。)が企業に通知されている実績においては、「工事成績」を証明する資料の添付がなければ入札に参加できない。

※「工事成績評定通知書等の評定点の合計」とは主任(監理)技術者又は現場代理人に付す点数ではなく、企業が得た工事成績とする。

その場合、「工事成績」が65点未満の場合は入札に参加できない。

イ) 「工事成績」が企業に通知されていない実績の場合は、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡し完了したことを証明する書類を添付する。

ウ) 国土交通省のうち、地方整備局(旧組織を含む)及び北海道開発局の実績であって、平成9年度以降に引き渡された請負金額が500万円未満の工事においては、実績工事に係る検査結果通知書等の検査に合格したものが証明できる書類の添付がなされていれば、評定点を65点と見なすものとする。

エ) ただし、転職等により工事成績評定通知書等の評定点合計を証明する書類の写し

を添付することが困難な実績にあっては、検査に合格したことを証明する書類、引渡し完了したことを証明する書類又は「工事实績情報システム（CORINS）」の写しをもって65点と見なすことができるものとする。なお、「工事成績」が65点以上の実績に限る。

(2) 「継続教育（CPD）単位の取得状況」の留意事項

- 認定団体が発行した証明書により配置予定技術者のCPD単位（ユニット等）の取得状況を評価対象とする。
- 平成23年4月1日から平成24年3月31日までに、年間推奨単位（各団体の1年間の推奨単位（ユニット等））を取得した場合に評価する。
- 証明書は、「建設系CPD協議会」の加盟団体が発行したものに限り評価対象とし、その他の証明書は評価対象としない。
- 平成23年4月1日から平成24年3月31日を超える期間で単位取得証明がされた証明書は、評価対象としない。
- 加盟団体、年間推奨単位等は更新されるため「建設系CPD協議会」のウェブサイト等により確認を行う。（<http://www.cpd-ccesa.org/>）

<参考>

平成23年4月確認情報

認定団体名	単位	年間推奨単位	備考
全国土木施工管理技士会連合会	ユニット	20	
土木学会	単位	50	
日本技術士会	CPD	50	

なお建築、木造建築、プレハブ建築、電気設備（営繕）、暖冷房衛生設備、機械設備（営繕）は、以下団体も評価対象とする。推奨単位等は更新される事があるため、留意する

認定団体名	単位	年間推奨単位	備考
日本建築士事務所協会連合会	時間	50	
日本建築家協会	時間	50	
日本建築業協会	時間	50	
日本建築学会	時間	50	
日本建築構造技術者協会	時間	50	
建築技術教育普及センター	時間	50	
建築設備技術者協会	単位	50	
空気調和・衛生工学会	単位	50	
日本建築士連合会	単位	50	
日本設備設計事務所協会	単位	50	
電気設備学会	単位	50	

## (3) 「配置予定技術者の工事成績」の留意事項

(対象は平成21年度以降に完成した工事成績)

- 配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績として提出された、企業が得た「工事成績」で評価する。(主任(監理)技術者又は現場代理人に付す点数ではない)
- 評価にあたっては以下のとおりとする。

対象実績	評価区分
国土交通省地方整備局及び北海道開発局の平成21年度以降に完成した工事 (請負金額が500万円未満の工事は除く)	工事成績評点で評価
上記以外	見なし65点

- 同種・類似工事の実績を複数項目で設定し、異なる機関の実績が提出された場合は、一番低いと判断される機関の実績で評価する。(同一工事に限定しない場合に限る。)

## (4) 「優良工事技術者表彰」の留意事項

- 対象は平成21～24年度表彰
- 配置予定技術者が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長(管理所長、室長)より「優良工事技術者表彰」を受賞の場合に評価する。
- 同種・類似工事として申請の施工実績や当該工事の工種に限らず、他の実績や全ての工種を評価対象とする(港湾空港関係を除く)。
- 評価対象の期間は、表彰月の翌月から4年後の表彰月まで
- 申請書に表彰有無の記載がある場合のみ評価対象とする。表彰の写しの添付は不要。

## 2. 「企業の能力」の留意事項

○同種・類似工事の施工実績は対象業者の種類により、以下のとおりとする。

対象業者の種類	構成員等	実績の求め方（同種・類似）
単体業者	単体業者	同種又は類似工事の実績
経常建設共同企業体（甲型）	いずれかの構成員	同種又は類似工事の実績

## (1) 「企業の同種・類似工事の施工実績」の留意事項

○企業の同種・類似工事の実績は、平成9年度以降に引渡しが完了した工事の実績を対象とする。

○同種・類似工事の実績を複数項目で設定し、異なる機関の実績が提出された場合は、一番低いと判断される機関の実績で評価する。（同一工事に限定しない場合に限る。）

○実績を求める発注機関は以下のとおり区分する。

中部地方整備局	中部地方整備局
国の機関	政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表1 ※他地整等の実績は国土交通省の実績とし、「国の機関」として評価
政府関係機関	政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表3
都道府県・政令指定都市	政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表2
都道府県・政令指定都市の関係機関	政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表2の関係機関
市町村及び民間事業等	上記以外のすべての実績

※前身の機関における実績も現機関と同様とする。

○工事成績資料の取扱いは以下のとおりとする

ア) 工事成績評定通知等の評定点の合計（以下「工事成績」という。）が企業に通知されている実績においては、「工事成績」を証明する資料の添付がなければ入札に参加できない。

その場合、「工事成績」が65点未満の場合は入札に参加できない。

イ) 「工事成績」が企業に通知されていない実績の場合は、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡し完了したことを証明する書類を添付する。

ウ) 国土交通省のうち、地方整備局（旧組織を含む）及び北海道開発局の実績であって、平成9年度以降に引き渡された請負金額が500万円未満の工事においては、実績工事に係る検査結果通知書等の検査に合格したものが証明できる書類の添付がなされていれば、評定点を65点と見なすものとする。

## (2) 「企業の工事成績」の留意事項

○中部地方整備局発注（港湾空港関係を除く）の工事成績平均点（小数第2位以下切捨）で評価する。

○平成22、23年度に完成した「当該工種」の工事が対象

○上記実績が1工事のみの場合は74点（評価点0点）を加算して平均した点数（小数第2位以下切捨）。

○上記実績が無い場合は『65点』の見なし点数とする。

○経常建設企業体（甲型）の実績の取扱いは以下のとおりとする。

単体業者	当該業者が受注した実績に加え、当該業者が参加する経常建設共同企業体の実績を全て対象とする。
経常建設共同企業体（甲型）	当該建設共同企業体が受注した実績に加え、構成員が単体業者として受注した実績を全て対象とする。

○中部地整（港湾空港関係除く）発注の平成22、23年度の工事成績で60点未満の場合は減点を行う。

### （3）「優良工事表彰等」の留意事項

○優良工事表彰（対象は平成23、24年度表彰）

ア）入札参加者が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長（管理所長、室長）より「優良工事表彰」を当該工種における元請として受賞した場合に評価する。

イ）評価対象の期間は、表彰月の翌月から2年後の表彰月まで

ウ）申請書に表彰有無の記載がある場合のみ評価対象とする。表彰の写しの添付は不要。

エ）評価対象となる「優良工事表彰」の受賞後に「営業停止措置」又は「中部地方整備局発注（港湾空港関係を除く）工事で65点未満の工事成績通知」を受けた企業の優良工事表彰は評価対象としない。

○工事成績優秀企業認定（対象は平成23、24年度（認定））

ア）入札参加者が中部地方整備局長より「工事成績優秀企業」として認定されている場合に評価する。ただし当該工事の工種が次の10工種の場合に限る。

一般土木工事、アスファルト舗装工事、鋼橋上部工事、  
セメント・コンクリート舗装工事、プレストレスト・コンクリート工事、  
法面処理工事、維持修繕工事、河川しゅんせつ工事、グラウト工事、杭打工事

イ）評価対象の期間は、認定月の翌月から2年後の認定月まで

ウ）申請書に認定の有無が記載されている場合に評価する。ただし、認定の写しを添付する必要はない。

### （4）「安全工事表彰」の留意事項（対象は平成23、24年度表彰）

○入札参加者が中部地方整備局長より「安全工事表彰」を元請として受賞の場合に評価する。

○同種・類似工事として申請の施工実績や当該工事の工種に限らず、他の実績や全ての工種を評価対象とする（港湾空港関係を除く）。

○評価対象の期間は、表彰月の翌月から2年後の表彰月まで

○申請書に表彰有無の記載がある場合のみ評価対象とする。表彰の写しの添付は不要。

○評価対象となる「安全工事表彰」の受賞後に、事故等により文書注意以上の措置を受けた企業の措置以前に受賞した安全工事表彰は評価対象としない。

### （5）「地域貢献等表彰」の留意事項（対象は平成23、24年度表彰）

○入札参加者が中部地方整備局管内の事務所長（管理所長）より「地域貢献等表彰」

を元請として受賞の場合に評価する。

- 同種・類似工事として申請の施工実績や当該工事の工種に限らず、他の実績や全ての工種を評価対象とする（港湾空港関係を除く）。
- 評価対象の期間は、表彰月の翌月から2年後の表彰月まで
- 申請書に表彰有無の記載があり、かつ、表彰状の写しの添付がある場合に評価する。

### 3. 「施工能力」の留意事項

＜工事種別が「アスファルト舗装工事」又は「セメント・コンクリート舗装工事」の場合は必須評価項目＞

#### (1) 担当技術者の配置

- 評価の対象は、自社の職員で1級舗装施工管理技術者の資格を有した技術者を配置できる場合に評価するものとする。
- 舗装施工時に、主任（監理）技術者・現場代理人とは別に担当技術者として配置される場合、又は主任（監理）技術者・現場代理人と兼務する場合に評価する。
- 1級舗装施工管理技術者の資格が確認できる書類が添付されない場合は評価しない。
- 配置予定の主任（監理）技術者が複数名申請された場合、その技術者のうち1名が1級舗装施工管理技術者として申請された場合は、主任（監理）技術者・現場代理人と兼務として取り扱う。
- 工事種別が「アスファルト舗装工事」又は「セメント・コンクリート舗装工事」以外の場合においても、工事内容により、必要に応じて他の担当技術者の資格も評価することができる。



<「建設ICTの活用」として出来形管理用TSを活用する場合のみ評価項目>

(2) 建設ICTの活用

○「建設ICTの活用」として出来形管理用TS（トータルステーション）を活用する場合に評価する。

○対象工事は以下の場合に限る

- ・土工（盛土、切土）500m<sup>3</sup>以上
- ・法面工（機械整形 250m<sup>2</sup>以上）
- ・舗装工（As舗装、排水性舗装）1,000m<sup>2</sup>以上
- ・路盤工（1,000m<sup>2</sup>以上）

○出来形管理用TS（トータルステーション）とは、「現場での出来形の計測や確認を行うために必要なTS、TSに接続された情報機器（データコレクタ、携帯可能なコンピュータ）、及び情報機器に搭載する出来形管理用TSソフトウェアの一式」

<簡易型のみ適用>

○「建設ICTの活用」としてMC、MGを活用する場合に評価する

○対象工事及び対象技術は以下の場合に限る

対象工事：土工（盛土、切土）500m<sup>3</sup>以上

対象技術：MCモーターグレーダー、MC/MGブルドーザー、TS/GNSS締固管理、MGバックホウ

対象工事：舗装工（As舗装、排水性舗装）1,000m<sup>2</sup>以上  
路盤工（1,000m<sup>2</sup>以上）

対象技術：MCモーターグレーダー、Asフィニッシャー、TS/GNSS締固管理

## 4. 「地域精通度」の留意事項

## (1) 「平成9年度以降の近隣地域内の工事实績」の留意事項

○工種ランク別の一定規模は、以下の「工種ランク別一定規模」参照。

## 別表【工種ランク別の一定規模】

工種	ランク	一定規模	備考	工種	ランク	一定規模	備考
一般土木 建築	A	5.8億円		造園	A	0.25億円	
	B	3.0億円			B	0.2億円	
	C	0.6億円		木造建築	—	※別途	
	D	0.3億円	建築0.25億円	C o 舗装	—	1.2億円	A s に 同 じ
A s 舗装	A	1.2億円		P C	—	2.2億円	
	B	0.5億円		法面処理	—	0.6億円	
	C	0.2億円		塗装	—	0.2億円	
鋼橋上部	A	0.5億円		維持修繕	—	0.3億円	
	B	0.4億円		しゅんせつ	—	1.0億円	
電気設備	A	2.0億円		グラウト	—	0.2億円	
	B	0.5億円		杭打	—	1.9億円	
	C	0.2億円	建築に係る電気設備0.25億円	さく井	—	0.2億円	
暖冷房 衛生設備	A	2.0億円		プレハブ建築	—	0.25億円	
	B	0.5億円		機械設備	—	0.4億円	
	C	0.25億円		通信設備	—	0.4億円	
				受変電設備	—	0.4億円	

## (2) 「地域内の拠点の有無」の留意事項

○建設業法に基づき設置された本店・支店・営業所の所在地を評価する。

## 5. 「地域貢献度」の留意事項

### (1) 「災害活動実績」の留意事項

- 平成19年4月1日以降に、「中部地方整備局管内において、国の機関、政府関係機関、自治体等の要請を受けて緊急的に実施した災害支援活動（鳥インフルエンザ等防疫活動を含む）」及び、「中部地方整備局管外において、中部地方整備局、事務所の要請により災害支援活動」の実績が有る場合に評価
- 上記の災害支援活動により中部地方整備局長、事務所長又は機関や自治体等の長より感謝状、表彰を受けた場合は+1点
- 活動実績を証明できる資料として、要請書、協定書、契約書等の写し、若しくは、機関や自治体の参加実績証明書の写しの添付がある場合に評価する。
- 活動実績が二次下請以降である場合は、資料として、機関等が発出した元請への要請書や契約書の写し、及び、元請から下請への要請書や契約書の写しの添付がある場合に評価する。

### (2) 「災害協定締結の有無」の留意事項

- 「入札参加者が会員等となっている法人格を有する団体」と、「中部地方整備局」又は「中部地整管内の事務所」が災害協定を締結しており、災害応急活動等に従事するものであることを協定締結団体により証明された資料の添付がある場合に評価
- 「入札参加者が会員等となっている法人格を有する団体」と工事毎に設定する拠点の有無に係る設定地域において「国の機関、政府関係機関、自治体等」が災害協定を締結している場合に評価
- 入札説明書に記載のある様式により、年度内に発行された団体が発行する証明書の写しを添付する。
- 個別企業との協定締結は、評価しない。

### (3) 「ボランティアによる地域貢献」の留意事項

- 中部地方整備局管内における道路及び河川行政（発注事務所により、どちらかに限定）に係るボランティア活動により、中部地方整備局長及び事務所長（管理所長）から「入札参加者」や「入札参加者が会員等となっている団体」が表彰や感謝状を受けている場合に評価する。
- 表彰や感謝状を付与した事務所（管理所）管内での活動を評価する。
- 評価基準日（技術提案書等の提出期限日）から遡って2年以内の表彰や感謝状を評価する。
- 表彰や感謝状の写しの添付があった場合に評価する。
- 表彰や感謝状の授与者が団体の場合は、表彰や感謝状の写しの他に、授与団体が発行する「当該業者が参加したことを証明する資料」の添付がある場合に評価する。
- 中部地方整備局長から感謝状を受けた場合は発注工事の担当事務所管内の場合に限る

### (4) 「道路除雪作業の実績」の留意事項

- 平成19年4月1日以降に、中部地方整備局管内において、国又は地方自治体が積雪

期をとおして発注する「24時間体制」の道路除雪作業の実績（下請けも含む）を評価対象とする。

- 「24時間体制」とは、契約期間の中で平日の昼間以外に、土曜日、日曜日及び祝日を含めた24時間において、緊急作業を迅速に実施する体制を確保することを義務づけた作業をいう。
- 当該年度に契約締結した実績も評価対象とする。
- 発注が「道路除雪作業のみ」の実績を評価対象とする。維持作業等と併せて発注されている実績の場合は、評価対象とせず、（5）「直轄河川・道路維持作業の実績」で評価する。
- 実績を証明できる資料（契約書等の写し等）の添付がある場合に評価する。
- 工種により特定の者のみが実績を有するなど、公平性が確保できない場合は、評価対象としないことが出来る。

（5）「直轄河川・道路維持作業の実績」の留意事項

- 平成19年4月1日以降に、中部地方整備局管内の事務所（管理所）が発注する「24時間体制」の直轄河川・道路の応急維持作業等の実績（工期は6ヶ月以上の工事であること。）を評価対象とする。
- 当該年度に契約締結した実績も評価対象とする。
- 実績を証明できる資料（契約書等の写し等）の添付がある場合に評価する。
- 工種により特定の者のみが実績を有するなど、公平性が確保できない場合は、評価対象としないことが出来る。

## 「政府調達に関する協定」附属書1 付表1・付表2・付表3

付表1	付表2	付表3 A群	付表3 B群
衆議院 参議院 最高裁判所 会計検査院 内閣 人事院 内閣府 宮内庁 国家公安委員会(警察庁) 金融庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省	北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県  大阪市 名古屋市 京都市 横浜市 神戸市 北九州市 札幌市 川崎市 福岡市 広島市 仙台市 千葉市	独立行政法人水資源機構 地域振興整備公団 独立行政法人緑資源機構 石油公団(注c) 日本鉄道建設公団(注a、注d) 成田国際空港株式会社 東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 首都高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 日本高速道路保有・債務返済機構 都市基盤整備公団(注a) 独立行政法人科学技術振興機構 日本原子力研究開発機構(注b) 日本環境安全事業株式会社 独立行政法人国際協力機構 独立行政法人福祉医療機構 年金積立金管理運用独立行政法人 独立行政法人農畜産業振興機構 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(注c) 独立行政法人中小企業総合事業団 日本郵政公社 独立行政法人労働者健康福祉機構 独立行政法人雇用・能力開発機構 沖縄振興開発金融公庫 国民生活金融公庫 農林漁業金融公庫 中小企業金融公庫 住宅金融公庫 公営企業金融公庫 日本政策投資銀行 国際協力銀行 東京地下鉄株式会社(注a) 日本たばこ産業株式会社(注g) 北海道旅客鉄道株式会社(注a、注g) 東日本旅客鉄道株式会社(注a、注g) 東海旅客鉄道株式会社(注a、注g) 西日本旅客鉄道株式会社(注a、注g) 九州旅客鉄道株式会社(注a、注g) 日本貨物鉄道株式会社(注a、注g) 日本電信電話株式会社(注f、注g) 東日本電信電話株式会社(注f、注g) 西日本電信電話株式会社(注f、注g) 独立行政法人北方領土問題対策協会 独立行政法人国民生活センター 独立行政法人理化学研究所(注b) 独立行政法人環境再生保全機構 独立行政法人奄美群島振興開発基金 独立行政法人国際交流基金 独立行政法人日本学生支援機構 独立行政法人日本芸術文化振興会 独立行政法人日本学術振興会 放送大学学園 独立行政法人日本スポーツ振興センター 社会保険診療報酬支払基金 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 日本中央競馬会 農林漁業団体職員共済組合 地方競馬全国協会 独立行政法人農業者年金基金 日本自転車振興会 独立行政法人日本貿易振興機構 日本小型自動車振興会 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 独立行政法人国際観光振興機構 独立行政法人労働政策研究・研修機構 消防団員等公務災害補償等共済基金 運輸施設整備事業団(注e) 日本私立学校振興・共済事業団 独立行政法人勤労者退職金共済機構	独立行政法人国立公文書館 独立行政法人通信総合研究所 独立行政法人消防研究センター 独立行政法人酒類総合研究所 独立行政法人大学入試センター 独立行政法人国立特殊教育総合研究所 独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター 独立行政法人国立女性教育会館 独立行政法人国立青年の家 独立行政法人国立少年自然の家 独立行政法人国立国語研究所 独立行政法人国立科学博物館 独立行政法人物質・材料研究機構 独立行政法人防災科学技術研究所 独立行政法人航空宇宙技術研究所 独立行政法人放射線医学総合研究所 独立行政法人国立美術館 独立行政法人国立博物館 独立行政法人文化財研究所 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 独立行政法人国立健康・栄養研究所 独立行政法人産業安全研究所 独立行政法人産業医学総合研究所 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 独立行政法人種苗管理センター 独立行政法人家畜改良センター 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 独立行政法人水産大学校 独立行政法人農業生物資源研究所 独立行政法人農業環境技術研究所 独立行政法人国際農林水産業研究センター 独立行政法人森林総合研究所 独立行政法人水産総合研究センター 独立行政法人経済産業研究所 独立行政法人海上技術安全研究所 独立行政法人日本貿易保険 独立行政法人産業技術総合研究所 独立行政法人製品評価技術基盤機構 独立行政法人土木研究所 独立行政法人建築研究所 独立行政法人交通安全環境研究所 独立行政法人海上技術安全研究所 独立行政法人港湾空港技術研究所 独立行政法人電子航法研究所 独立行政法人北海道開発土木研究所 独立行政法人海技大学校 独立行政法人航海訓練所 独立行政法人海員学校 独立行政法人航空大学校 独立行政法人国立環境研究所 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構 自動車検査独立行政法人 独立行政法人統計センター 独立行政法人造幣局 独立行政法人国立印刷局 独立行政法人原子力安全基盤機構 独立行政法人国立病院機構 独立行政法人国立大学法人 大学共同利用機関法人 独立行政法人国立高等専門学校機構 独立行政法人大学評価・学位授与機構 独立行政法人国立大学財務・経営センター 独立行政法人メディア教育開発センター

注)付表2は地方自治法の適用を受けるすべての都道府県及び指定都市とする。

注a 運送における運転上の安全に関連する調達は、含まない。

注b 核兵器の不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのある調達は、含まない。

注c 放射性物質の利用及び管理又は原子力施設の緊急事態への対応を目的とする安全に関連する活動のための調達は、含まない。

注d 地質調査及び地球物理学的調査に関連する調達は、含まない。

注e 広告サービス、建設サービス及び不動産に係るサービスの調達は、含まない。

注f 民間会社との共同所有となる船舶の調達は、含まない。

注g 公衆電気通信設備の調達及び電気通信の業務上の安全に関連するサービスの調達は、含まない。

注h 建設サービス以外の付表4に掲げるサービスの調達は、含まない。